

訪問診療同意書 兼 申込書 1/2

佐瀬総合診療所は「在宅療養支援診療所3」として届出しています。以下の注意事項にご了承いただければ、署名・捺印にてお申し込みください。

〔訪問診療とは〕

1. 訪問診療は、月2回の計画的訪問を実施し、診療・治療・処方・療養上のご相談とご指導などを行なっております(病状に応じて1～4回/月で調整いたします)。
2. 緊急の治療が必要な場合は、訪問看護ステーション及び調剤薬局と連携して24時間体制でサポートいたします。必要に応じて当院医師の診療も24時間可能です(別途、訪問看護師及び訪問薬剤指導の契約が必要です)。
3. 入院や高度医療が必要な場合は、連携医療機関へご紹介いたします。
4. 介護サービス(訪問看護・ホームヘルパー・ケアマネージャーなど)と連携して、ONE TEAMでご自宅(ご施設)での生活を支援いたします。
5. 訪問時間については、他患者さんや外来診察の関係で変動する場合があります。
6. 慣れ親しんだご自宅(ご施設)で最後までお過ごしいただき、お看取りまで対応させていただきます。
7. 訪問診療にあたり知り得た個人情報、厳守いたしますが、「他の医療機関、訪問看護ステーション、調剤薬局、介護保険施設などとの連携上必要な情報については、共有する場合があります。
8. 医療費のお支払いに支障が生じた場合は、医療サービスを停止する場合がありますことをご了承願います。また、保証人様はご本人と連帯して医療費のお支払い義務を負うこともご理解願います。
9. 利用者は事業者に対していつでもこの契約の解約を申し出ることができます。

〔訪問診療の対象となる方〕

1. 通院困難な方
2. 病院退院後、ご自宅(ご施設)で療養生活をおくる方
3. ご自宅(ご施設)で医師の管理が必要な医療機器を使用中の方(点滴・中心静脈栄養・経管栄養・CPAP・人工呼吸器など)
4. 最期までご自宅(ご施設)で療養や治療を希望される方 など

〔可能な診療内容〕

1. 看取り
2. 癌緩和ケア
3. 褥瘡管理
4. 糖尿病患者の自己注射指導管理
5. 中心静脈栄養管理(当院受診できれば留置も可能)
6. 経管栄養指導管理(経鼻・胃瘻)
7. 尿道バルーンカテーテル管理
8. 人工呼吸指導管理
9. 在宅酸素療法指導管理
10. 軽度肺炎や尿路感染症の抗生剤治療 など

訪問診療同意書 兼 申込書 2/2

〔訪問診療にかかる費用〕

訪問診療費は医療保険となります。負担の割合や訪問診療の回数によりご請求額が変わります。別途、居宅療養管理指導料(別紙)、薬剤費用が発生いたします。お支払いは1か月分の診療費をまとめて翌月にご請求させていただきます。毎月10日前後に前月分の請求書(ハガキ)を郵送させていただき、16日に前月分の口座振替となります(別途、口座振替のご案内をいたします)。契約時期や印鑑相違(不鮮明)などによっては2～3ヶ月分をまとめてお引き落としになることもある旨ご了承をお願いいたします。下記に月2回診療とした場合のおおよその診療費を記載いたします(臨時での往診時は加算されます。薬剤料は調剤薬局へ別途お支払いとなります)。

・ 70歳以上1割ご負担の場合：

おおよそ6000円～9000円となります。月1回訪問の方はおおよそ3500円～6000円です。特別な医療行為がある方でも、高額療養費制度により、ご負担上限額は月18000円となります。

・ 70歳以上2割負担の場合：

高額療養費制度の上限額弱となりますので、14000円～18000円です。

・ 70歳以上3割負担の場合及び、70歳未満の場合：

お持ちの限度額証の適応区分により上限額が異なります。ご契約の際にご提示いただきご相談下さい。

〔ICT (Information and Communication Technology：情報通信技術)について〕

当院ではICTを活用した下記のネットワークシステムを用いて連携事業所様と迅速・効率的かつ安全な診療を目指しております。

MedicalCare STATION (エンブレース株式会社)

当院(医師、看護師、医療アシスタント)・訪問看護師・ケアマネージャー・薬剤師などが迅速に患者さんの状態を共有できるシステムです。厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、経産省・総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に準拠しております。

〔緊急時の対応について〕

1. 緊急連絡時には常時対応いたします。連絡先は当診療所（佐瀬総合診療所：022-395-5215）におかけください。時間外は、医師の携帯電話に転送されます。
2. 訪問看護ステーションや薬剤師と連携し必要に応じて訪問(診療)いたしますが、緊急搬送が必要と判断された場合は、連携医療機関へ搬送となる場合もあります。

佐瀬総合診療所 院長 佐瀬友彦

〒984-0073 仙台市若林区荒町20 電話番号：022-395-5215

請求書郵送先 () 患者名 (本人) ⑩ 記入日 年 月 日
生年月日 年 月 日
住所 〒
電話番号 (自宅) (携帯)

請求書郵送先 () 同意者 (保証人) ⑩
住所 〒

居宅療養管理指導の同意書

居宅療養管理指導について

要支援・要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握して、療養上の管理・指導・助言を行うことにより、利用者の療養生活の向上を図るものです。

具体的には、

1. 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に対する、居宅サービス計画作成等に必要の情報提供を行うこと。
2. 利用者及び家族等に対する、居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導・助言などを行うこと。

＊別紙「(介護予防)居宅療養管理指導 重要事項説明書」あり。

私は、(介護予防)居宅療養管理指導 重要事項説明書」の説明を受け居宅療養管理指導についての内容に同意します。

		記入日	年	月	日
患者名（本人）	印	生年月日	年	月	日
住所 〒					
電話番号（自宅）	(携帯)				
同意者（保証人）	印				
住所 〒					
電話番号（自宅）	(携帯)				

佐瀬総合診療所 院長 佐瀬友彦
〒984-0073 仙台市若林区荒町20
電話番号：022-395-5215